

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

年 月 日提出

(あて先) 寝屋川市長

(特別徴収義務者) 所在地 \_\_\_\_\_  
 名称 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_  
 法人番号又は個人番号 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 担当者名 \_\_\_\_\_  
 指定番号 \_\_\_\_\_

地方税法第 321 条の 5 の 2 第 1 項及び第 328 条の 5 第 3 項の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を受けたいので申請します。

特例の適用を受けようとする税額		年 月分以後の特別徴収税額にかかる納入税額		
	申請の日前 6 か月間の月別の給与の支払を受けている者の総人員及びその給与金額	円	左記のうち臨時に雇用しているものの数及びその給与金額	円
年 月分	人	円	人	円
年 月分	人	円	人	円
年 月分	人	円	人	円
年 月分	人	円	人	円
年 月分	人	円	人	円
年 月分	人	円	人	円
本市徴収金の滞納又は最近における著しい納付若しくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない事由		滞納・著しい納入の遅延の有無： 有 ・ 無 事由：		
申請日前 1 年以内に納期の特例承認の取消しの有無及び取消し年月日		有 ( 年 月 日取消 ) ・ 無		
備 考				

※申請についての注意事項※

特別徴収税額の納期の特例の制度について

(1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与を支払う者の人数が、常時 10 人未満である事業所等に限ります。

(注) 「常時 10 人未満」というのは、常に 10 人に満たないということですが、多忙な時期等において臨時に雇用した者があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であるということとです。

(2) (1)に該当する特別徴収義務者が、この特例の規定の適用を受けようとする場合には、市長の承認を受けなければなりません。

(3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に徴収した税額をそれぞれの期限までに納入することになります。(退職所得に係る特別徴収税額についても同じ。)

税額を徴収した期間	納入期限
6月から11月までの徴収分	12月10日まで
12月から翌年5月までの徴収分	翌年6月10日まで

上記納入期限が土・日・祝日にあたる時は、納入期限がその翌日になります。

なお、上記の各期間の中途において、その承認を受けた場合には、承認された月分から期間の最終月分までに徴収した税額をその期間に係る納入期限までに納入することになります。

◎注 意

次の場合には、この特例の承認が受けられませんので、ご注意ください。

(1) 承認を受けようとする事務所等において、給与の支払を受ける者が常時 10 人未満であると認められないこと。

(2) 承認の取消(上記(1)に該当する事実が生じたことのみを理由として取り消された場合を除く。)の通知を受けた日以後 1 年以内にその申請書を提出したこと。

(3) 現に寝屋川市の徴収金の滞納があり、かつその滞納に係る徴収金の徴収が著しく困難である場合など、特別徴収の納入に支障があると認められる相当の理由があること。

また、承認後に上記(1)や(3)の要件に該当することとなった場合には、特例の承認を取り消すことがあります。